

再生可能エネルギー推進による地域活性化実現のための

パートナーシップ協定書

二本松市（以下「市」という。）と二本松ご当地エネルギーをみんなで考える株式会社（以下「ゴチカン」という。）とは、再生可能エネルギー推進による地域内エネルギーの地産地消と地域の活性化及び環境問題への対応を協働して推進するため、以下のとおりパートナーシップ協定（以下「協定」という。）を締結する。

（事業内容）

第1条 市及びゴチカンは、互いに協力し、次の事業を行う。

- （1）再生可能エネルギー発電事業（以下「発電事業」という。）
- （2）再生可能エネルギーの理解促進のための事業
- （3）地域内で生産された再生可能エネルギーの地産地消の事業
- （4）災害時における非常電源確保に向けた取組
- （5）市内全域における省エネ実践の事業

（市の役割）

第2条 市は、前条に定める事業において、次の役割を果たすものとする。

- （1）ゴチカンに対し、発電事業実施場所として市が所有する公共施設等を提供すること。
- （2）ゴチカンが行う発電事業の設備設置に対して、必要な助言や協力を行うこと。
- （3）ゴチカンが行う再生可能エネルギーの普及啓発活動に協力し、市民理解の促進に努めること。
- （4）ゴチカンが計画、実施する公益分野の活動に関して、必要な助言や協力を行うこと。
- （5）前各号のゴチカンとの取り組みを通じ、第2次二本松市環境基本計画（二本松市温暖化対策実行計画）の目標達成に努めること。

2 前項第1号の市がゴチカンに提供する土地又は施設の種類の提供に関する諸条件については、別途定めるものとする。

（ゴチカンの役割）

第3条 ゴチカンは、第1条に定める事業において、次の役割を果たすものとする。

- （1）発電事業を実施すること。
- （2）発電事業の実施において、地域資源と地域資金の活用に努めること。
- （3）発電事業で得た利益の一部を環境教育などの公益分野の活動に充てること。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに両者のいずれからも異議の申し出がない場合は、有効期間をさらに1年間自動更新するものとする。

（協定の包括的継承）

第5条 今後、ゴチカンが市民主体により設立された（仮称）二本松電力株式会社に発展移行した場合は、市及びゴチカンの承認のもとで、本協定の内容は包括的に継承されるものとする。

（協定の変更）

第6条 この協定の有効期間中において、社会情勢の変化その他の事情により協定の内容を見直す必要が生じたときは、市及びゴチカンが互いに協議し、見直すことができる。

（協定の解除）

第7条 市及びゴチカンのいずれかから協定の全部又は一部解除の申し出がなされたときは、双方協議の上、この協定の全部又は一部を解除することができる。

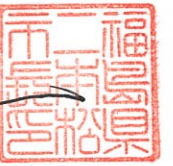
（その他）

第8条 本協定に定めのない事項や本協定に関して生じた疑義については、市及びゴチカンの協議によりこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年10月1日

福島県二本松市金色403番地1
福島県二本松市長

三保 恵 

福島県二本松市安達ヶ原五丁目254番地12
二本松ご当地エネルギーをみんなで考える株式会社
代表取締役

廣田 拓也 